

下水道管路管理業登録規程

制 定：平成15年 6月10日

最近改正：平成31年 3月 7日（理事会）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「協会」という。）が一定の要件を満たし、適正な維持管理を行うことができると認められた下水道管路管理業（下水道管路施設の機能維持と施設の長寿命化のために行う管理に関する業務を元請、下請を問わず自ら請負、または受託する営業。）の登録について必要な事項を定めることにより、下水道管理者および下水道利用者の便に供するとともに市民生活における公衆衛生の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（登録）

第2条 下水道管路管理業を営む者は、この規程に定めるほか「下水道管路管理業登録要領」に定めるところにより協会に備える下水道管路管理業登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することができる。

2 登録簿に登録される部門は、業務に応じて以下のとおりとする。

総合管理部門	高度な知識および技術、技能をもって下水道管路施設の維持管理計画策定や計画策定のための助言などを行う業務
清掃部門	専門的な知識および技術、技能をもって下水道管路施設内に堆積した土砂や汚泥などを人力もしくは専用機器により除去するなどの業務
調査部門	専門的な知識および技術、技能をもって行う下水道管路施設の巡視、点検、調査業務
修繕・改築部門	専門的な知識および技術、技能をもって下水道管路施設の機能維持や異常個所の修復のために非開削の修繕・改築工法を施す業務

3 登録の有効期間は、登録年度から5年後の年度の末日とする。

4 登録の有効期間満了後引続き当該部門にかかる営業を営む者は、登録の更新を受けることができる。

（登録の要件）

第3条 登録を受けようとする者は、次の各号に該当するものとする。

一 営業所（本店または常時下水道管路管理業務に関する請負契約を締結する支店もしくは事務所をいう。以下同じ。）ごとに技術上の管理をつかさどる専任の者で下水道管路管理技士（協会が行う資格制度により認定された一定の知識および技術、技能を有する資格者）として登録した者（以下「技士」という。）を別表のとおり置く者であること。

二 財産的基礎または金銭的信用を有する者であること。

三 管路管理に必要な機械・器具を有する者であること。

（登録の手続）

第4条 登録を受けようとする者は、協会会長（以下「会長」という。）に次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

一 商号または名称

二 営業所の名称および所在地

三 資本金額（または出資総額）および役員の名

四 登録を受けようとする部門および技士の氏名

- 五 他に営業を行っている場合には、その種類
- 2 登録の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に会長に第1項の書式（別記様式第1号）を添付して申請するものとする。
- 3 第1項、第2項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 下水道管路管理業経歴書（別記様式第2号）
 - 二 直前3年の各営業年度における営業収入金額（別記様式第3号）
 - 三 使用人数を記載した書面（別記様式第4号）
 - 四 機械・器具の保有一覧表（別記様式第5号）
 - 五 登録を受けようとする者に所属する技士の一覧表（別記様式第6号）
 - 六 直前1年の財務諸表／決算書類（別記様式第7号）
 - 七 商業登記簿謄本

（登録の実施）

第5条 会長は、第4条の規定による登録の申請があった場合においては、遅滞なく審査し、第4条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録または更新の登録をするとともに登録証の発行を行うものとする。

（登録しない場合）

第6条 会長は、第4条の規定による登録の申請があった場合において、登録を受けようとする者（役員を含む）が次の各号の一に該当するとき、または登録申請書もしくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載がありもしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録はしないものとする。

- 一 成年被後見人もしくは被保佐人
 - 二 破産者で復権を得ない者
 - 三 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 2 会長は、前項の規定により登録をしない場合は、遅滞なく、その理由を示してその旨を申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第7条 登録を受けた者は、第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事項について変更があった場合においては、変更後30日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第8号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前号の変更届出を受理した場合には、登録簿に変更事項を登録し、変更後の登録証を発行するものとする。

（営業所および部門の追加）

第8条 登録を受けた者が新たな営業所および他の部門について登録の追加（以下「追加登録」という。）を受けようとするときは、会長に、第4条第1項第1号、第2号および第4号の事項を記載した登録追加申請書（別記様式第9号）を提出するものとする。

- 2 前項の登録追加申請書には、当該部門に関する第4条第3項第1号から第5号に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 会長は第1項の申請書を受理した場合には登録簿に追加事項を登録するものとし、登録証を発行するものとする。

（廃業等の届出）

第9条 登録を受けた者が、合併により消滅したとき、破産したとき、合併または破産以外の事由により解散したとき及び下水道管路管理業を廃止したときは、それぞれ次の各号に掲げる者は、30日以内に会長に廃業届（別記様式第10号）を提出するものとする。

- 一 合併により消滅したときは、当該登録を受けた者の役員であった者
- 二 破産したときは、破産管財人
- 三 合併または破産以外の事由により解散したときは、清算人

四 下水道管路管理業を廃止したときは、当該登録を受けた者

(登録の抹消)

第10条 会長は、登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、登録の全部または一部を取り消すことができる。

- 一 前条の規定による届出があったとき
- 二 登録の有効期間満了の際、登録の更新申請がなかったとき
- 三 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- 四 登録の要件を欠くことが判明したとき
- 五 会長が特に必要と認めたとき

(登録の閲覧)

第11条 会長は、登録簿を公表するものとする。

(登録手数料)

第12条 登録(更新登録および追加登録を含む。)を受けようとする者は、会長が別に定める手数料を納付する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月7日から施行する。

別 表

登録部門	技術上の管理をつかさどる専任の技術者(技士)の配置要件
総合管理部門	下水道管路管理総合技士
清掃部門	下水道管路管理主任技士および下水道管路管理専門技士(清掃)
調査部門	下水道管路管理主任技士および下水道管路管理専門技士(調査)
修繕・改築部門	下水道管路管理主任技士および下水道管路管理専門技士(修繕・改築)

技術者は、一の営業所を専任することを原則とするが、下水道管路管理専門技士に限り、その職務を行うにあたって特に支障がないときは、二以上の営業所または同一営業所で別の部門に登録できる資格を有する場合に兼任しても差し支えない。

登 録 申 請 書

（第1面）

下水道管路管理業登録規程第4条第1項の規定により、登録を申請します。			
公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長		所在地 申請者	平成 年 月 日
(ふりがな) 商 号		申請の区分 新規登録・登録の更新	
		登録部門 (1) 総合管理部門 (2) 清掃部門 (3) 調査部門 (4) 修繕・改築部門	
資本金額	千円	現に受けている登録 番号及び登録年月日	登録番号 第 号 平成 年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名、役職名及び他の企業役員との兼務状況			
(ふりがな) 氏 名	役職名	他企業役員との兼務状況	
他に営業を行っている 場合は、その営業の種類		取扱責任者所属、氏名	
		電話及びFAX番号	電話 FAX
* 登録番号		* 登録年月日	平成 年 月 日

- 記入要領 1 *印のある欄は、記入しないこと 2 「新規登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと 3 「登録部門」の欄は、不要のものを消すこと
4 「他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記入すること

営業所及び下水道管路管理技士

営業所の名称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)	登録部門	下水道管路管理技士		
			登録番号	種別	氏名
計	箇所				

- 記入要領 1 「営業所」の欄は、本店又は常時管理業務に関する請負契約を締結する支店もしくは事務所を記入すること 2 下水道管路管理技士は、総合管理部門は営業所を代表する総合技士1名を清掃、調査、修繕・改築の各部門は営業所を代表する主任技士1名と申請を受けようとする登録部門の専門技士1名を記入すること 3 登録部門は〔総合管理〕「清掃」「調査」「修繕・改築」の別を記入すること 4 「種別」欄は「総合技士」、「主任技士」もしくは「専門技士(部門)」を記入すること

下 水 道 管 路 管 理 業 経 歴 書

契約の相手方の名称	契約名	業務の内容	元請又は 下請の別	契約金額	契約期間
				千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
				千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
				千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
				千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
				千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

記入要領 1 この表は、直前3年間の主な契約について5件以内を記入すること

直前3年の各営業年度における営業収入金額

（単位：千円）

契約の相手方の区分		営業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
		下水道関連	元請		
下請					
その他下水道	元請				
	下請				
その他（民間）	元請				
	下請				
合計	元請				
	下請				

記入要領 この表は、各営業年度の損益計算書における下水道管路管理業にかかる収入金額を記入する。

下水道関連＝公共下水道、都市下水路、流域下水道の管理者、その他下水道＝農業集落排水処理施設等（下水道法規定外施設）

使 用 人 数 (平成 年 月 日 現在)

区 分	人 数
技術関係使用人数 土 木 系 そ の 他 小 計	
事務関係使用人数	
現場関係使用人数	
合 計	

記入要領 1 管路管理業務に従事している人数を記入すること。 2 使用人とは、役職員を問わず、雇用期間を限定することなく雇用している者をいう。

機 械 ・ 器 具 の 保 有 一 覧 表

（平成 年 月 日 現在）

機械・器具の名称	数量（台数等）

記入要領 管路管理業務に使用する機械・器具を記入すること。（車輛等関係官庁へ登録や届け出のあるものは、これを証する書類を添付すること。）

下水道管路管理技士一覧表

下記の下水道管路管理技士を置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長

申請者



所属営業所の名称	(ふりがな) 氏 名	下水道管路管理技士認定			生年月日	実務経験年数
		種 別	登録番号	登録年月日		
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月
			第 号	平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 月

- 記入要領
1. 全ての資格登録者を記入すること（営業所ごとに分ける）
 2. 「種別」欄は「総合技士」、「主任技士」もしくは「専門技士（部門）」を記入すること

決 算 書 類

会 社 名 _____

(単位：千円)

貸借対照表		平成 年 月 日現在	損益計算書		平成 年 月 日から平成 年 月 日
資産の部		負債の部			
I 流動資産		I 流動負債		I 売上高	
現預金		支払手形		II 売上原価	
受取手形		買掛金		III 販売費及び一般管理費	
売掛金		短期借入金		営業利益（△損失）	
材料・仕掛品		その他流動負債		IV 営業外収益	
その他流動資産		II 固定負債		V 営業外損失	
貸倒引当金 △		長期借入金		経常利益（△損失）	
II 固定資産		その他固定負債		VI 特別利益	
有形固定資産		純資産の部		VII 特別損失	
(減価償却累計額)		I 株主資本等		税引前当期純利益（△純損失）	
無形固定資産		(資本金)		法人税等	
投資等		(新株式申込証拠金)		法人税等調整額	
貸倒引当金 △		(資本剰余金)		当期純利益（△純損失）	
III 繰延資産		(利益剰余金)			
		II 評価・換算差額等			
資産合計（I+II+III）		III 新株予約権			

本書作成に代えて申請者が作成した財務諸表や建設業許可（更新）申請に添付した決算書類等のコピーを添付することができる

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 第 号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長

所在地

届出者



下記のとおり、

（1）商号の変更（2）営業所の名称又は所在地（3）資本金額（4）役員の名（5）代表者の名（6）下水道管路管理技士の名について変更があったので、下水道管路管理業登録規程第7条第1項の規定により届け出ます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

- 記入要領
- （1）から（6）までの届出事項については不要のものを消すこと
 - 「変更年月日」は、実際に変更の行われた年月日を記入のこと
 - （4）に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限らず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記入すること
 - 記入欄に不足を生じた場合は、この様式の内容により別紙（任意）を添付すること

取扱い責任者
所属・氏名

電話番号

()

追 加 登 録 申 請 書

（第1面）

下水道管路管理業登録規程第8条第1項の規定により、登録を申請します。			
公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長		所在地 申請者	
平成 年 月 日		㊟	
(ふりがな) 商 号		追加する部門	(1) 総合管理部門 (2) 清掃部門 (3) 調査部門 (4) 修繕・改築部門
資本金額	千円	現に受けている登録 番号及び登録年月日	登録番号 第 号 平成 年 月 日
*役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名、役職名及び他の企業役員との兼務状況			
(ふりがな) 氏 名	役職名	他企業役員との兼務状況	
他に営業を行っている 場合は、その営業の種類		取扱責任者所属、氏名	
		電話及びFAX番号	電話 FAX
*登録番号		*登録年月日	平成 年 月 日

- 記入要領 1 *印のある欄は、記入しないこと 2 「新規登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと 3 「登録部門」の欄は、不要のものを消すこと
4 「他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記入すること

廃 業 届

平成 年 月 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長

所在地

届出者

下記のとおり、下水道管路管理業を廃止したので届けます。

登録を受けた法人名称	
同上所在地	
登録を受けた年月日 および登録番号	平成 年 月 日 第 号
登録を受けた部門 ※登録部門にレ印をつけること	<input type="checkbox"/> 総合管理 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 修繕・改築
廃止の理由 および廃止の年月日	

下水道管路管理業登録証

【商号または名称】 ○○○○○○○○○

【営業所の名称】 ○ ○

【営業所の所在地】 ○○○○○○○○○○○○○○○

【登録番号】 第○○○○○○号

【登録部門】 ○ ○

○ ○

○ ○

【初回登録日】 平成○○年○○月○○日

【有効期限】 平成○○年○○月○○日

当協会「下水道管路管理業登録規程」第 2 条の規定により
下水道管路管理業登録簿に登録したことを証します

平成○○年○○月○○日

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

会 長 ○○ ○○